

日本陶磁芸術学会東京藝術大学支部規約

制 定 2014年5月10日

最終改正 2015年5月17日

(組織・名称)

第1条 支部は、日本陶磁芸術学会(JSCA)定款、第3条第1項に基づく支部組織であり、日本陶磁芸術学会東京藝大支部と称する。

(目的)

第2条 支部の目的は、次のとおりとする。

- (1) 陶芸教育及び制作活動を通じ陶芸文化の交流をはかること
- (2) 陶磁芸術並びに技法の交流を通じ世界陶芸文化の創出をはかること
- (3) 陶芸教育の構築、向上、普及をはかること
- (4) 世界の陶芸の質、技法の向上をはかること

(事務所)

第3条 支部は、事務所を東京都台東区上野公園12番8号 東京藝術大学美術学部工芸科陶芸講座内に置く。

(事業)

第4条 支部は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 国際陶芸教育交流学会、日本陶磁芸術学会の行う事業への参加と協力
- (2) 東京藝術大学工芸科陶芸研究室への支援、奨学金援助事業等
- (3) 陶芸展、陶芸研究会、陶芸研修会及びその関連事業
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第5条 次の者は、所定の入会申込書を提出し、支部運営委員会の承認を受けて、会員とすることができる。

- (1) 東京藝大陶芸公開講座修了者で支部の趣旨に賛同する者
- (2) 前号のほか支部会員3名の推薦を受けた者

2. 支部は、会員に次の各号に基づく配布等を行う。

- (1) 国際陶芸教育交流学会会報誌の無料配布(1名1冊)

(2) 日本陶磁芸術学会主催の陶芸展図録、支部主催による公募展図録又は資料の配布
(一部有料あり)

(3) 国際陶芸教育交流学会と日本陶磁芸術学会の催す講演会、交流会、研究会、見学会への案内と関係資料の配布 (一部有料あり)

(入会金及び会費)

第6条 支部の会員(以下会員という)は、別に定める入会金・会費(年額)を支払うものとする。なお、既納の入会金及び年会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(退会及び除名)

第7条 会員が退会をするときには、退会届を支部長に提出しなければならない。

2.会員は、次の各号に該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 会員が理由なく会費を滞納した時。

(2) 会員が死亡又は失踪したとき。

(3) 次項により除名されたとき

3.支部の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為があった会員は、運営委員会及び支部総会において、3分の2以上の決議により除名することができる。なお、会員を除名する場合、当該会員にあらかじめ通知するとともに除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員)

第8条 この支部に次の役員を置く

(1)支部運営委員15名以内

(2)支部監事2名以内

2. 支部運営委員のうち1名を支部長とし4名以内を副支部長とする。

(役員職務)

第9条 支部長は、支部を代表し、その業務を統括する。

2. 副支部長は、支部長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3. 支部運営委員は、支部運営委員会に出席し、会務を審議し運営に当たる。

4. 支部監事は、支部の業務及び財産の状況を監査する。

(任期)

第10条 支部長、副支部長、及び支部監事は、支部運営委員会で選出し、支部総会の承認を経て、決定する。また支部運営委員は、支部総会で決定する。

2. 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。
3. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬)

第11条 役員は、無報酬とする。

(相談役及び顧問)

第12条 支部に相談役及び顧問を置くことができる。

2. 相談役及び顧問は、支部運営委員会の合議により選出し、支部総会の承認を得て、決定される。
3. 相談役及び顧問は、必要に応じ、支部の運営に協力するものとし、支部運営委員会から要請があった場合には、支部運営委員会に出席し意見を述べるができる。

(事業報告及び収支決算)

第13条 支部長は、毎会計年度終了後遅滞なく事業報告書、収支決算書及び財産目録を作成し、支部監事の監査を経た上、当該事業年度終了後75日以内に支部総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第14条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会議)

第15条 通常支部総会は、会員をもって構成し、年に1回開催する。

2. 臨時支部総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 支部運営委員会が必要と認めたとき
 - (2) 会員数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
 - (3) 支部監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
3. 支部総会は次の事項について議決する。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 解散
 - (3) 事業の変更
 - (4) 事業報告及び収支決算
 - (5) 役員の選任又は解任
 - (6) その他支部の運営に関する重要事項

4. 支部運営委員会は、支部運営委員をもって組織し、支部長が必要と認めるとき及び支部運営委員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
5. 支部運営委員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 支部総会の議決した事項の執行に関する事項。
 - (2) 支部総会に附議すべき事項
 - (3) その他支部総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
6. 支部総会は、委任状出席を含め会員の過半数が出席しなければ開催することができない。
7. 支部運営委員会は、支部運営委員の過半数で開催することができる。
8. 支部総会及び支部運営委員会の議事については、議事録を作成する。

(議 長)

第16条 通常支部総会及び支部運営委員会の議長は、支部長とし、臨時支部総会の議長は、会議のつど出席会員の互選で定める。

(会議の招集)

第17条

1. 支部総会及び支部運営委員会は、支部長が招集する。
2. 支部総会を招集する場合は、日時、場所及び会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の30日前までに通知しなければならない。
3. 前項の規定は、支部運営委員会についても準用するが、招集の通知は1週間前までになされなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ支部運営委員会において定めた方法により招集するときは、この限りでない。
4. 支部長は、第15条第2項または第4項の請求があったときは、すみやかに会議を招集しなければならない。

(議 決)

第18条 支部総会は、出席者の過半数で議決する。可否同数の時は、議長が決定する。また、支部運営委員会も同じとする。

(解 散)

第19条 支部の解散は、支部運営委員現在数及び会員現在数の各々の4分の3以上の賛成がなければ、解散することができない。

(規約の変更)

第20条 この規約は、会員現在数の過半数の賛成がなければ、変更することができない。
(残余財産の処分)

第21条 支部が解散の際に有する残余財産は、日本陶磁芸術学会に寄付する。
(事務局担当者)

第22条 支部の事務を処理するため支部事務局を置き、支部事務局には、支部事務局長一名のほか、所要の担当者を置く。

2. 支部事務局は、本会の渉外事務、経理事務、会員名簿管理事務及び本会の運営に関する一切の事務を行う。
3. 支部事務局長は、支部運営委員会で選出し、支部長が委嘱する。

附則

本規約は、2014年5月10日より施行する。

附則

本規約は、2015年5月17日より施行し、2015年4月1日より適用する。